

国の緊急経済対策に伴う現場代理人に係る特例措置について

伊予市財政課

建設業法施行令改正による技術者の専任配置の基準変更に合わせて、特例措置の現場代理人の兼任に係る金額要件の基準変更をしました。

※本市発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の承諾があることが条件となります。

1 現場代理人の兼任要件に係る特例措置（平成 28 年 6 月 1 日～当分の間）

(1) 兼任要件の緩和

① 以下の要件を全て満たす場合

ア 請負金額

3,500 万円未満（建築 7,000 万円）

イ 件数

3 件以内

（ただし、市工事以外の工事と兼任する場合は 2 件まで）

ウ 現場間の距離

同一旧市町内又は 30 分以内

② 建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2 件まで兼任を認める。

2 現場代理人を兼任したい場合

- 「現場代理人の兼務申請」様式 1 に記載して提出してください。（本市発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の事前承諾を得たうえで記載してください。）
- 発注者は工事内容等により兼任が認められるかを確認したうえで承認書様式 2 を発行します。
- 工期途中に現場代理人の兼任の内容に変更があった場合についても、同様の手続が必要です。新たに市以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類（例：市以外の工事の発注者に提出した書類の写し等）を市工事の監督員に提出してください。